別添

介護ロボット導入支援事業

１　目的

　　介護ロボット導入支援事業は、新たな技術を活用した介護ロボットの導入により、高齢

者の自立支援や介護従事者の身体的負担の軽減及び業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境を整えるとともに、先駆的な取り組みにより普及促進を行うことを目的とします。

２　補助対象者

　　介護保険法（平成９年１２月１７日法律第１２３号）第８条（第６項、第１２項及び第１３項を除く。）に掲げる事業を行う事業所及び施設とします。

　　※下記の事業を行う事業所及び施設

　　　訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

３　機器の対象範囲

　　介護ロボットとは、次の全ての要件を満たす機器とします。

　　（１）①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの日常生活支援として使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。（それぞれの定義については、別添２をご参照ください。）

　　（２）次のいずれかの技術的要件を満たす介護ロボットであること。

　　　　ア　ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護

ロボット。なおロボット技術とは、①センサー等により外界や自己の状況を認識

し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護

ロボットのことをいう。

　　　　イ　経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成３０年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット

　　　　　（経済産業省 採択事業一覧：　<http://robotcare.jp/?page_id=428>）

　　（３）販売価格が公表されており、一般的に購入又はレンタル、リース契約が締結できる状態であること。

４　購入限度台数

　　購入限度台数は次のとおりです。

　　（１）１計画につき１回の補助とします。

　　（２）１回あたりの限度台数は、次のとおりです。

　　　　ア　施設及び居住系のサービスは、利用定員数を１０で除した数。（小数点以下は切り上げとする。）

　　　　イ　居宅系サービスは、利用定員数を２０で除した数。（小数点以下は切り上げとする。）

５　対象経費

　　介護ロボットの購入若しくは３年以上のレンタル、リース及び機器の設置に要する経費

とします。ただし、以下のものは対象経費から除くものとします。

　ア　機器のメンテナンスに要する経費

　イ　保険料

　ウ　消費税及び地方消費税

　エ　交付決定前に購入又はレンタル、リース契約を締結したもの

　オ　導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費

　　カ　その他、本事業として適当と認められない費用

６　補助金の交付額

　　１機器につき３０万円とします。ただし、６０万円未満のものは、価格に２分の１を乗

じて得た額を上限とし、１，０００円未満は切り捨てとします。

（※当事業は平成３０年度の予算の範囲内での実施となるため、応募者多数の場合は補助額が減少することをご了承ください。）

７　機器の納入時期

　　機器の納入は、遅くとも平成３１年３月１５日までに完了してください。

８　導入効果の報告

　　・介護ロボットを導入したことにより得られた効果に関するデータ等について、客観的

な評価指標に基づき、導入年度の翌年度から３年間、指定した月に報告するものとします。

　　・県に提出された介護ロボット導入計画及び導入効果報告書について、県のホームペー

ジで公開する場合があります。

９　その他

　　他の補助金等を受けて導入する機器については、本事業における補助の対象とはならないことにご留意ください。

　　例えば、各都道府県労働局における「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）」においては、装着型又は非装着型の移乗介助機器が助成の対象となります。

【今後の日程等】

１　平成３０年７月３１日（火）１７時締め切り後、県において選定を行います。

２　選定結果により、事業を行う事業所等として選定された場合は、県指定の様式により交

付申請をしていただきます。

３　交付申請は平成３０年９月上旬から中旬の予定です。（交付決定は９月下旬予定）

４　交付決定後、各事業所等において指名競争入札等を行い、落札業者との契約後、遅くとも平成３１年３月１５日までに機器の納入を完了してください。

５　機器の納入後は、県において補助金事業の検査を行います。